

6. 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響

①前提の変更

財政再計算では、将来の保険料収入や給付費を推計するために、社会・経済状況に関して一つの前提をおいている。社会・経済状況が変われば、年金財政にも影響が及ぶ。将来の人口の動向は保険料収入に影響を与え、死亡率の変化は給付費に影響を与える。また、給付費は物価上昇率や賃金上昇率などの経済指標の変動からも影響を受け、保険料収入は、賃金上昇率からも影響を受ける。運用利回りの設定の違いによって運用収入の見通しも変わってくる。

年金財政の安定性をみるために、財政再計算で用いられた前提を変更した場合、どのような影響がどの程度の大きさを起こすのか、感度分析を行うこととする。前提の変更は以下のア～エの場合について行い、その下で財政見通しを作成している。

なお、国共済、地共済の財政再計算では、2100年度の積立度合が1の場合から4の場合までの4通りの財政見通しを作成しているが、積立度合が1の場合について前提を変更している。また、私学共済の財政再計算では、保険料率引上げ幅0.354%の場合と0.231%の場合の2通りの将来見通しを作成しているが、0.354%の場合について前提を変更している。前提を変更した場合の財政見通しに対して、財政再計算そのものを「基準ケース」と呼ぶこととする。

この他に、最終積立度合又は運用利回りを変更した場合の分析(試算)も行っている。

ア 被保険者数見通しの前提となる将来推計人口を変更した場合

各制度とも、被保険者数の見通しには国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口(平成14年1月)」の中位推計を用いているが、この代わりに

- (1) 高位推計と中位推計の中間の人口(参考資料参照)を用いた場合(「少子化改善」)、
- (2) 低位推計の将来推計人口を用いた場合(「少子化進行」)

の2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

- (1)を「少子化改善」といい、(2)を「少子化進行」ということにする。

イ 経済的要素(賃金上昇率、運用利回り等)を変更した場合

各制度とも、2009年度以降は、2002年以前20年の物価上昇率の平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定(内閣府)」の2004～2008年度の物価上昇率の平均が1.0%であることから物価上昇率1.0%を前提とし、社会保障審議会年金資金運用分科会報告を基に賃金上昇率2.1%、運用利回り3.2%を前提として、財政再計算を行っている。同分科会報告はこの経済前提とは別の前提として

(1) 物価上昇率1.0%、賃金上昇率1.8%、運用利回り3.1% (「経済変更1」)、

(2) 物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り3.3% (「経済変更2」)

のケースを報告しているが、この2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

(1)を「経済変更1」といい、(2)を「経済変更2」ということにする。運用利回りが賃金上昇率を上回る分である「実質的な運用利回り」でみると、「経済変更1」では1.3%、「経済変更2」では0.8%と、運用利回りの大小とは逆になっていることに留意する必要がある。

ウ 死亡率の改善を見込まない場合(「死亡率改善なし」)

老齢や退職を事由として給付する年金は、終身給付であり、死亡によってその支給が終わることとなる。また、死亡を事由として遺族に給付する年金は、受給権者が死亡することによってもやはりその支給が終わる。したがって、死亡率の変動は給付費に影響を及ぼす。

死亡率は、従来から低下傾向にあり、その結果、今日の長寿社会となっているが、各制度とも、将来に向かって死亡率の改善(死亡率が低下すること。第5章2③の「年金失権率」参照)を見込んで、財政再計算を行っている。この死亡率の改善の影響をみるため、もし、仮にこの死亡率改善を見込まなかったとしたら、年金財政がどの程度変動するかをみるものであり、この場合を「死亡率改善なし」ということにする。

エ 基礎年金拠出金単価のみを低位推計に基づくものに変更した場合

(「拠出金単価のみ変更」)

これは、共済年金に限定して行った。年金財政の支出項目に基礎年金拠出金があるが、それは基礎年金拠出金単価を基礎年金拠出金算定対象者数(その制度の20～59歳の被保険者と第3号被保険者の人数)に乗じて決定される。一つの共済年金の被保険者数等の将

来見通しが予測どおりであっても、その共済年金の事情によらない基礎年金拠出金単価が予測から外れば、その共済年金の年金財政も予測から外れることとなる。拠出金単価のみを低位推計に基づくものに変更した場合、年金財政にどの程度の影響が及ぶのかをみるものであり、「拠出金単価のみ変更」ということにする。

これらの前提を変更した場合、各制度の財政には、保険料収入や給付費の変動などの様々な形で影響が表れることとなるが、財政の均衡を保つための仕組みが、厚生年金・国民年金と共済年金とは異なっている。

厚生年金・国民年金では、保険料水準固定方式の下でマクロ経済スライドによって給付水準の調整を行うが、共済では厚生年金と同一のスライド調整率を同一期間に対して適用した上で、最終保険料率の調整を行うこととなる。

したがって、前提を変更した場合の影響は、厚生年金では給付水準に、共済年金では給付水準及び最終保険料率に集約されることとなる。

②給付水準

厚生年金は、保険料水準固定方式により、保険料率の変更を行わずに給付水準を調整することによって、財政の均衡を保つこととしている。年金財政の安定性に関して、前提の変更によって給付水準(所得代替率)がどのように変化するかをみる必要がある。

給付水準は、マクロ経済スライドによってスライド調整が行われる期間中は低下し続ける。所得代替率そのものは制度によって異なるが、スライド調整の率・期間とも各制度同一であるので、所得代替率指数(2004年度=100)には、制度による違いは生じない。そこで給付水準の抑制効果をみるために、所得代替率指数をみることとする。

なお、厚生年金では、次期財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討すると法律で定められているが、この規定にかかわらず機械的に、マクロ経済スライドによって給付水準の調整を続行したとして所得代替率を計算しているので、前提の変更内容によっては、所得代替率50%に対応する指数84を下回る場合が出てきている(図表3-6-1参照)。

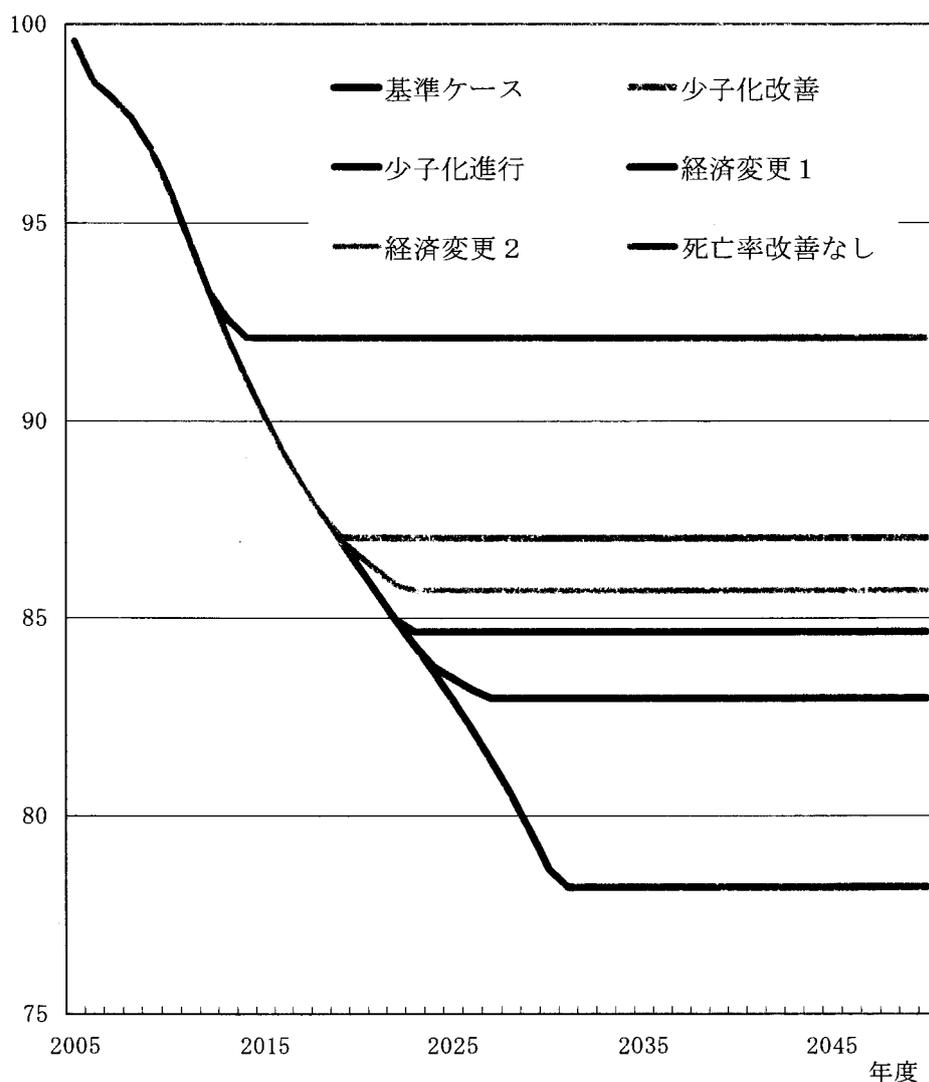
(図表 3-6-1) 所得代替率指数 (2004 年度=100)

年度	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更 1	経済変更 2	死亡率改善なし
2005	100					
2006	99					
2007	98					
2008	98					
2009	97					
2010	96					
2011	95					
2012	93					
2013	92	92	92	92	92	93
2014	91	91	91	91	91	92
2015	90	90	90	90	90	↓
2016	89	89	89	89	89	↓
2017	88	88	88	88	88	↓
2018	88	88	88	88	88	↓
2019	87	87	87	87	87	↓
2020	86	87	86	86	87	↓
2021	86	↓	86	86	86	↓
2022	85	↓	85	85	86	↓
2023	85	↓	84	84	86	↓
2024	↓	↓	84	84	↓	↓
2025	↓	↓	83	83	↓	↓
2026	↓	↓	82	83	↓	↓
2027	↓	↓	81	83	↓	↓
2028	↓	↓	81	↓	↓	↓
2029	↓	↓	80	↓	↓	↓
2030	↓	↓	79	↓	↓	↓
2031	↓	↓	78	↓	↓	↓
2032	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2033	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2034	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2035	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2036	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2037	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2038	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2039	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2040	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2041	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2042	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2043	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2044	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2045	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2046	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2047	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2048	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2049	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2050	↓	↓	↓	↓	↓	↓

死亡率改善なしでは、給付の調整は最も早く終了し、2014 年度から所得代替率指数は 92 で一定となる。少子化改善では 2020 年度から 87、経済変更 2 では 2023 年度から 86

となっており、いずれも基準ケースの85より高い。一方で基準ケースより低いのは、経済変更1で2027年度から83、少子化進行で2031年度から78となっている(図表3-6-2参照)。

(図表3-6-2) 所得代替率指数 (2004年度=100)



③保険料率

被用者年金のうち厚生年金は、保険料水準固定方式なので、財政再計算の前提を変更しても保険料率は変更せず、マクロ経済スライドを適用する期間の終了時期を変更して財政の均衡を図ることとなる。前提の変更によって最終保険料率が変わるのは、共済だけである。

(図表 3-6-3) 保険料率

年度	国共済+地共済							私学共済						
	(国共済)				(地共済)			私学共済						
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	死亡率改善なし	拠出金単価のみ変更	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	死亡率改善なし	拠出金単価のみ変更
2005		(14.638)				(13.738)								10.814
2006		(14.767)				(14.092)								11.168
2007		(14.896)				(14.446)								11.522
2008		(14.896)				(14.800)								11.876
2009				15.154										12.230
2010				15.508										12.584
2011				15.862										12.938
2012				16.216										13.292
2013				16.570										13.646
2014				16.924										14.000
2015				17.278										14.354
2016				17.632										14.708
2017				17.986										15.062
2018				18.340										15.416
2019				18.694										15.770
2020	18.8	18.8	18.8	18.7	19.0	18.9	19.0							16.124
2021	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓							16.478
2022	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓							16.832
2023	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓							17.186
2024	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓							17.540
2025	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	17.894	17.894	17.894	17.894	17.894	17.8	17.894
2026	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	18.248	18.0	18.248	18.248	18.248	↓	18.248
2027	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	18.5	↓	18.602	18.3	18.602	↓	18.602
2028	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	18.956	↓	18.956	↓	↓
2029	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	19.310	↓	19.0	↓	↓
2030	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	19.664	↓	↓	↓	↓
2031	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	19.9	↓	↓	↓	↓
2032	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2033	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2034	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2035	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2036	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2037	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2038	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2039	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2040	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2041	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2042	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2043	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2044	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2045	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2046	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2047	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2048	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2049	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2050	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

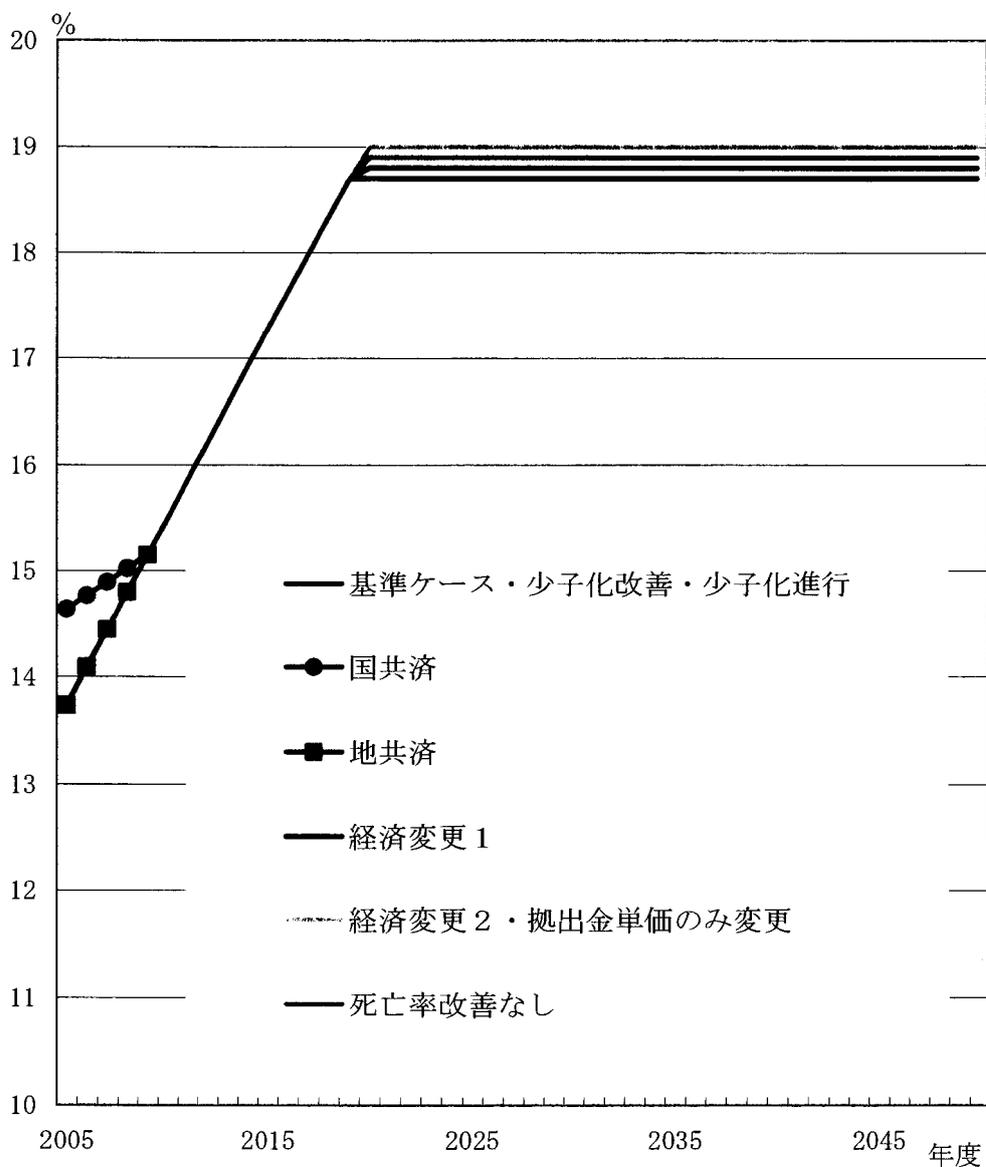
将来推計人口の変更においては、少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に被保険者数が少なくなるので最終保険料率は高くなる要素があるが、スライド調整の期間もこの順に長くなって給付水準が調整されるため、最終保険料率がこの順序に高くなるとは一概にはいえない。

死亡率改善なしでは、年金受給者数が基準ケースに比較して少なくなり、給付費も小さくなることから、共済年金の最終保険料率は基準ケースより低くなるはずだが、同時にスライド調整期間も短くなるため、必ずしもそうはならない。

拠出金単価のみ変更では、スライド調整期間は変わらずに、基礎年金拠出金が基準ケースより大きくなるため、最終保険料率は基準ケースより高くなる。

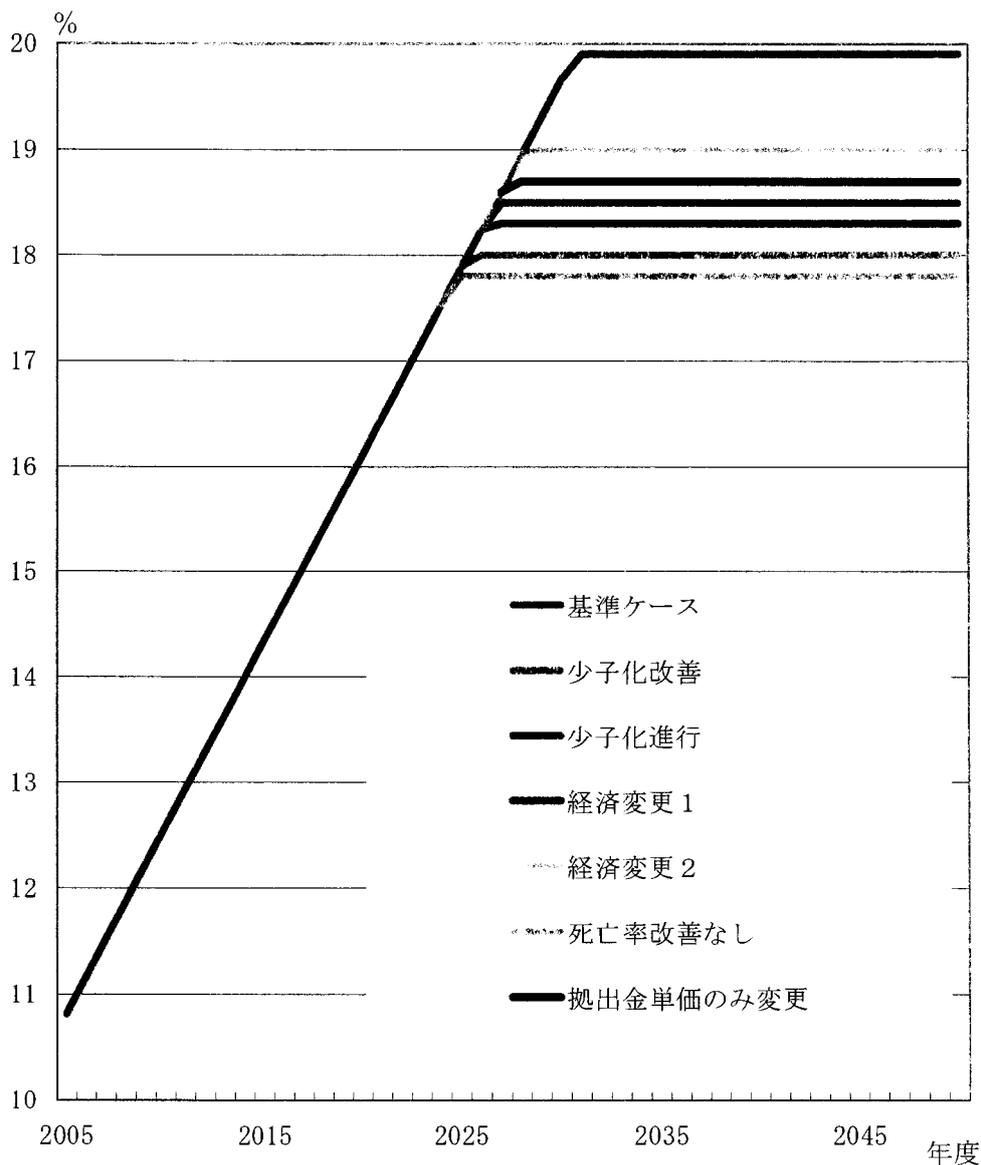
国共済+地共済の最終保険料率は、少子化改善、少子化進行いずれの場合も基準ケースと変わらなかった(図表 3-6-3 参照)。マクロ経済スライドにより自動的に給付調整されたため、保険料率を変更するまでもなかったということだと思われる。最終保険料率はパーセント表示で小数点以下2桁を切り上げて設定されるが、最終保険料率到達年度から2100年度までの数十年間での1/1000の料率の違いは、累積すると大きなものとなり、多少の財政状況の変化は、この1/1000の幅の中に呑み込まれてしまうものと思われる。

(図表 3-6-4) 国共済+地共済 保険料率



経済変更1では、最終保険料率18.7%と基準ケースの18.8%より低く、経済変更2では、19.0%で基準ケースより高くなる。また、死亡率改善なしでは、18.9%と基準ケースの18.8%より高い最終保険料率となる。いずれのケースの最終保険料率に到達する年度も2020年度である(図表3-6-3、図表3-6-4参照)。

(図表 3-6-5) 私学共済 保険料率



私学共済の最終保険料率は、基準ケースより高いものを大きいものから順に並べると、少子化進行で2031年度から19.9%、経済変更2で2029年度から19.0%、拠出金単価のみ変更で2028年度から18.7%であった。また、基準ケースより低いものを大きいもの

から順に並べると、経済変更1で2027年度から18.3%、少子化改善で2026年度から18.0%、死亡率改善なしで2025年度から17.8%であった(図表3-6-3、図表3-6-5参照)。

④その他の項目の動き

ア 被保険者数

各制度とも、少子化改善、少子化進行いずれの場合も現在の被保険者数から減少することは同様であるが、少子化改善では基準ケースより減少程度が小さく、少子化進行では基準ケースより大きくなっている。

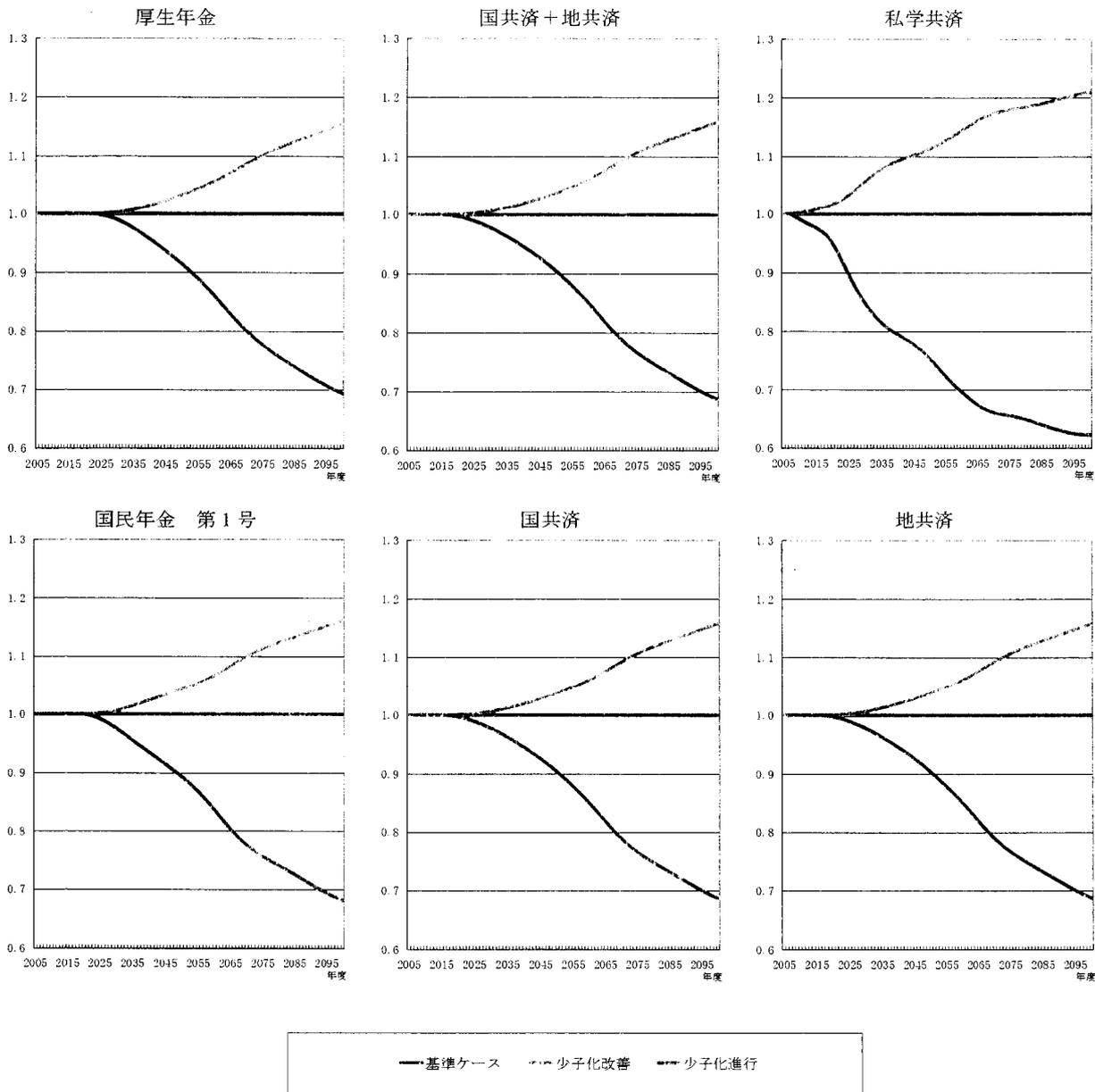
2100年度の被保険者数を少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に並べると、厚生年金では1,640万人、1,420万人、990万人、国共済+地共済では169万8千人、146万6千人、100万8千人、私学共済では24万4千人、20万2千人、12万5千人、国民年金の第1号被保険者では1,030万人、890万人、600万人となっている(図表3-6-6参照)。

(図表3-6-6) 被保険者数

年度	厚生年金			国共済+地共済			国共済			地共済			私学共済			国民年金 第1号被保険者		
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	基準ケース	少子化改善	少子化進行	基準ケース	少子化改善	少子化進行	基準ケース	少子化改善	少子化進行	基準ケース	少子化改善	少子化進行	基準ケース	少子化改善	少子化進行
2005	32.3	32.3	32.3	4,165	4,165	4,165	1,073	1,073	1,073	3,092	3,092	3,092	442	442	442	21.9	21.9	21.9
2010	31.7	31.7	31.7	3,927	3,927	3,927	1,015	1,015	1,015	2,912	2,912	2,912	420	421	416	20.2	20.2	20.2
2015	30.9	30.9	30.9	3,629	3,629	3,629	942	942	942	2,688	2,688	2,688	406	409	396	19.0	19.0	19.0
2020	30.2	30.2	30.2	3,414	3,416	3,404	889	890	886	2,525	2,526	2,517	393	399	372	18.6	18.6	18.6
2025	29.6	29.6	29.5	3,263	3,271	3,227	847	849	837	2,416	2,422	2,389	370	382	331	18.2	18.2	18.0
2030	28.4	28.5	28.1	3,122	3,143	3,051	798	804	780	2,324	2,340	2,271	346	366	293	17.6	17.7	17.1
2035	26.9	27.0	26.2	2,942	2,979	2,832	741	750	713	2,201	2,229	2,118	325	350	264	16.4	16.7	15.7
2040	25.1	25.5	24.1	2,710	2,764	2,561	672	686	635	2,037	2,078	1,925	305	333	242	15.3	15.7	14.3
2045	23.6	24.1	22.1	2,525	2,597	2,337	617	635	571	1,908	1,962	1,766	290	319	225	14.3	14.8	13.1
2050	22.3	23.0	20.3	2,371	2,461	2,142	571	592	516	1,800	1,869	1,626	277	308	208	13.6	14.2	12.2
2055	21.2	22.1	18.8	2,247	2,357	1,973	533	559	468	1,714	1,798	1,505	264	298	191	13.0	13.7	11.3
2060	20.2	21.3	17.3	2,135	2,267	1,815	498	529	424	1,637	1,738	1,391	252	288	175	12.4	13.2	10.4
2065	19.2	20.5	15.9	2,020	2,175	1,654	464	500	380	1,556	1,675	1,274	239	278	161	11.8	12.7	9.4
2070	18.2	19.8	14.5	1,906	2,082	1,504	431	471	341	1,475	1,611	1,164	229	269	151	11.1	12.3	8.6
2075	17.3	19.0	13.4	1,806	1,999	1,384	402	446	308	1,403	1,553	1,076	223	263	146	10.6	11.8	8.0
2080	16.5	18.4	12.5	1,719	1,923	1,286	377	422	282	1,342	1,501	1,004	218	258	141	10.2	11.4	7.5
2085	15.8	17.8	11.7	1,644	1,856	1,204	355	401	260	1,289	1,455	944	214	254	136	9.8	11.1	7.1
2090	15.2	17.3	11.0	1,579	1,798	1,131	336	382	240	1,243	1,415	890	208	250	132	9.5	10.6	6.7
2095	14.7	16.8	10.4	1,520	1,746	1,065	318	365	223	1,202	1,380	842	205	247	128	9.2	10.5	6.3
2100	14.2	16.4	9.9	1,466	1,688	1,008	302	350	208	1,164	1,348	801	202	244	125	8.9	10.3	6.0

グラフで被保険者数の変動をみると、基準ケースに比較して、少子化改善では多くなり、少子化進行では少なくなることは、各制度共通であるが、他の制度と比較して、私学共済への影響度合いが大きい。学齢対象人口を推計に用いるため、少子化の影響をより大きく受けるためと思われる(図表3-6-7参照)。

(図表 3-6-7) 被保険者数の基準ケースとの比



イ 標準報酬総額

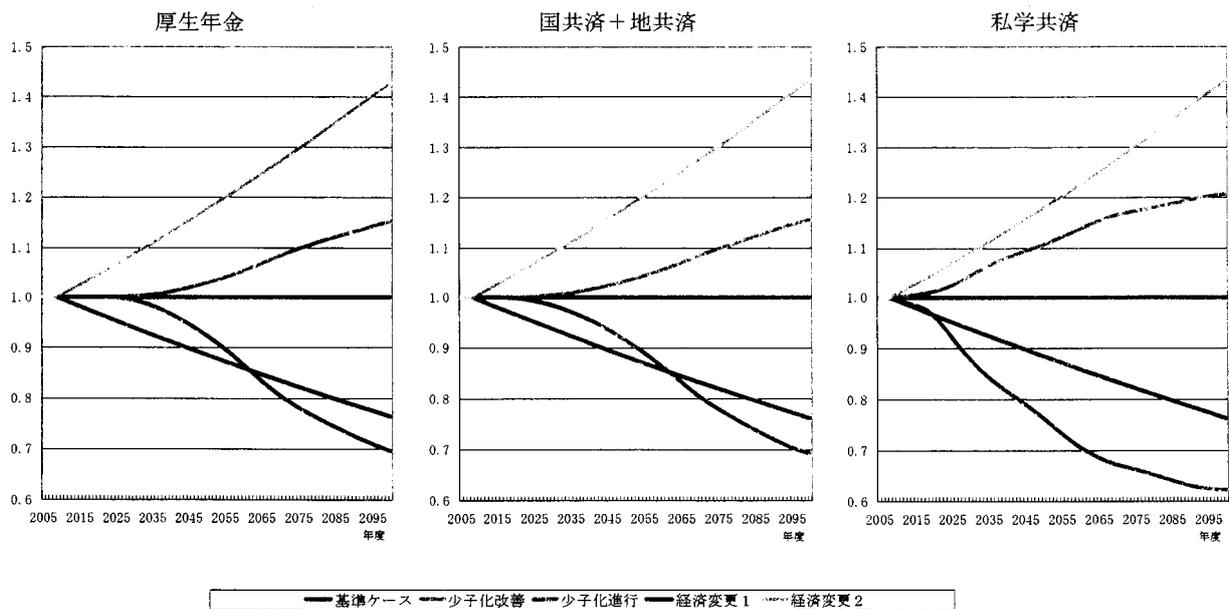
経済前提の変更では、被保険者数は変わらず、賃金上昇率が、経済変更1、基準ケース、経済変更2の順に高くなるので、この順に標準報酬総額が大きくなる。各制度の2100年度における標準報酬総額を経済変更1、基準ケース、経済変更2の順に並べると、厚生年金では354.0兆円、463.2兆円、662.3兆円、国共済+地共済では57兆3,105億円、75兆1,833億円、107兆8,726億円、私学共済では6兆7,245億円、8兆8,111億円、12兆6,480億円となっている(図表3-6-8参照)。

また、基準ケースに対する標準報酬総額の比のカーブの傾きもこの順序で大きくなっていく（図表 3-6-9 参照）。

(図表 3-6-8) 標準報酬総額

年度	厚生年金					国共済+地共済					私学共済				
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2
2005	146.9	146.9	146.9	146.9	146.9	300,427	300,427	300,427	300,427	300,427	26,807	26,807	26,807	26,807	26,807
2010	160.6	160.6	160.6	159.9	161.5	316,657	316,657	316,657	311,862	319,025	28,401	28,436	28,246	28,234	28,623
2015	174.4	174.4	174.4	171.2	178.9	325,649	325,649	325,649	319,090	334,630	30,685	30,841	30,215	30,069	31,530
2020	190.0	190.0	190.0	183.7	198.7	337,937	338,030	337,371	326,356	354,193	33,195	33,576	32,019	32,055	34,790
2025	205.8	205.9	205.6	196.1	219.5	356,479	357,022	354,003	339,290	381,109	35,202	36,041	32,453	33,503	37,632
2030	218.7	219.0	217.3	205.4	237.8	378,914	380,588	372,897	355,365	413,211	36,741	38,350	32,266	34,464	40,060
2035	227.3	228.4	223.4	210.3	252.1	397,387	400,986	386,173	367,139	441,951	38,287	40,743	32,271	35,394	42,578
2040	235.6	238.0	227.7	214.8	266.3	413,980	420,307	395,919	376,769	469,522	39,769	42,957	32,429	36,233	45,111
2045	245.3	249.8	232.2	220.3	282.8	430,324	440,235	403,565	385,737	497,666	41,583	45,475	32,854	37,329	48,098
2050	258.0	265.2	238.2	228.4	303.4	446,281	460,758	408,607	394,072	526,315	43,875	48,557	33,445	38,814	51,741
2055	273.1	283.9	244.9	238.3	327.5	465,324	485,492	414,470	404,917	559,706	46,324	51,966	33,909	40,381	55,710
2060	288.7	303.9	250.1	248.2	353.0	484,832	511,899	418,693	415,706	594,744	48,865	55,595	34,462	41,964	59,924
2065	303.8	324.4	253.4	257.3	378.8	505,194	540,450	421,331	426,881	632,036	51,559	59,448	35,325	43,623	64,466
2070	319.1	345.7	257.0	266.3	405.7	529,857	574,579	426,501	441,210	676,020	54,688	63,733	36,719	45,609	69,761
2075	335.7	368.5	262.3	276.1	435.3	563,164	618,360	439,726	462,093	732,666	58,768	68,934	38,925	48,297	76,478
2080	355.1	394.1	270.4	287.8	469.5	599,418	665,654	455,428	484,670	795,241	63,492	74,903	41,405	51,417	84,286
2085	377.8	423.5	280.8	301.7	509.4	634,117	711,968	469,002	505,253	857,888	68,732	81,601	44,049	54,846	93,046
2090	403.6	456.6	292.9	317.6	554.9	669,567	759,720	482,768	525,743	923,818	74,456	88,982	46,986	58,542	102,779
2095	432.0	493.4	306.6	335.0	605.7	707,118	810,239	498,376	547,055	994,919	80,813	97,157	50,500	62,603	113,755
2100	463.2	533.7	322.4	354.0	662.3	751,833	869,529	520,797	573,105	1,078,726	88,111	106,357	54,880	67,245	126,480

(図表 3-6-9) 標準報酬総額の基準ケースとの比



将来推計人口の変更では、賃金上昇率は変わらず、被保険者数は少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に少なくなっていくので、標準報酬総額は、この順に小さくなっていく。各制度の2100年度における標準報酬総額を少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に並べると、厚生年金では533.7兆円、463.2兆円、322.4兆円、国共済+地共済

では 86 兆 8,529 億円、75 兆 1,833 億円、52 兆 797 億円、私学共済では 10 兆 6,357 億円、8 兆 8,111 億円、5 兆 4,880 億円となっている(図表 3-6-8 参照)。

標準報酬総額は、被保険者数の動向からも影響を受ける。グラフで基準ケースに対する標準報酬総額の比をみると、被保険者数でみたように私学共済は他の制度に比較して、少子化の影響を大きく受けていると思われる(図表 3-6-9 参照)。

ウ 保険料収入

保険料収入も、被保険者数、賃金上昇率の変動の影響を受ける。厚生年金、国民年金は保険料水準固定方式の下、保険料(率)は変化しないが、共済年金においては、前提の変更に応じて保険料率も変わり得ることに留意する必要がある(図表 3-6-1 参照)。

(図表 3-6-10) 保険料収入

年度	厚生年金					国共済+地共済							
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	死亡率改善なし	拠出金単価のみ変更	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
2005	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8	41,346	41,346	41,346	41,346	41,346	41,346	41,346	
2010	25.5	25.5	25.5	25.4	25.6	48,408	48,408	48,408	48,134	48,769	48,408	48,408	
2015	30.8	30.8	30.8	30.2	31.6	55,502	55,502	55,502	54,385	57,030	55,500	55,502	
2020	34.8	34.8	34.8	33.6	36.4	63,045	63,062	62,939	60,697	66,485	63,243	63,436	
2025	37.7	37.7	37.6	35.9	40.2	66,654	66,758	66,191	63,105	72,017	67,012	67,363	
2030	40.0	40.1	39.8	37.6	43.5	70,846	71,161	69,717	66,089	78,080	71,226	71,599	
2035	41.6	41.8	40.9	38.5	46.1	74,300	74,975	72,198	68,278	83,510	74,697	75,089	
2040	43.1	43.6	41.7	39.3	48.7	77,403	78,588	74,022	70,070	88,722	77,818	78,226	
2045	44.9	45.7	42.5	40.3	51.8	80,461	82,316	75,454	71,740	94,042	80,892	81,316	
2050	47.2	48.5	43.6	41.8	55.5	83,447	86,155	76,400	73,292	99,459	83,894	84,334	
2055	50.0	52.0	44.8	43.6	59.9	87,008	90,779	77,497	75,309	105,768	87,473	87,932	
2060	52.8	55.6	45.8	45.4	64.6	90,654	95,715	78,286	77,315	112,389	91,139	91,617	
2065	55.6	59.4	46.4	47.1	69.3	94,460	101,051	78,778	79,391	119,433	94,965	95,463	
2070	58.4	63.3	47.0	48.7	74.2	99,067	107,428	79,741	82,053	127,738	99,596	100,119	
2075	61.4	67.4	48.0	50.5	79.7	105,288	115,607	82,207	85,931	138,434	105,850	106,406	
2080	65.0	72.1	49.5	52.7	85.9	112,060	124,443	85,136	90,125	150,250	112,658	113,251	
2085	69.1	77.5	51.4	55.2	93.2	118,542	133,098	87,668	93,949	162,079	119,174	119,802	
2090	73.9	83.6	53.6	58.1	101.5	125,163	142,020	90,234	97,754	174,528	125,830	126,493	
2095	79.1	90.3	56.1	61.3	110.8	132,176	151,459	93,143	101,711	187,950	132,880	133,580	
2100	84.8	97.7	59.0	64.8	121.2	140,526	162,349	97,324	106,549	203,770	141,274	142,019	
年度	国民年金					私学共済							
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	基準ケース	少子化改善	少子化進行	経済変更1	経済変更2	死亡率改善なし	拠出金単価のみ変更	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
2005	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	
2010	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	3,534	3,538	3,515	3,514	3,560	3,534	3,534	
2015	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	4,354	4,376	4,288	4,268	4,473	4,354	4,354	
2020	3.4	3.4	3.4	3.3	3.5	5,293	5,353	5,108	5,112	5,546	5,293	5,293	
2025	3.7	3.7	3.7	3.6	3.9	6,233	6,380	5,751	5,934	6,662	6,203	6,233	
2030	4.0	4.0	3.9	3.8	4.3	6,737	6,840	6,284	6,253	7,542	6,483	6,810	
2035	4.2	4.2	4.0	3.9	4.6	7,022	7,268	6,370	6,422	8,017	6,756	7,097	
2040	4.3	4.4	4.1	4.0	4.8	7,293	7,663	6,401	6,575	8,494	7,017	7,372	
2045	4.5	4.6	4.2	4.1	5.1	7,625	8,111	6,483	6,772	9,055	7,336	7,707	
2050	4.7	4.9	4.3	4.2	5.5	8,044	8,660	6,600	7,041	9,740	7,740	8,131	
2055	5.0	5.2	4.4	4.4	5.9	8,493	9,268	6,692	7,325	10,487	8,172	8,585	
2060	5.3	5.6	4.5	4.6	6.4	8,959	9,915	6,800	7,613	11,280	8,620	9,056	
2065	5.6	6.0	4.5	4.8	6.8	9,451	10,603	6,970	7,913	12,135	9,094	9,554	
2070	5.8	6.4	4.6	4.9	7.3	10,025	11,366	7,242	8,272	13,130	9,646	10,133	
2075	6.2	6.8	4.7	5.1	7.9	10,771	12,292	7,676	8,758	14,391	10,364	10,888	
2080	6.5	7.3	4.9	5.4	8.5	11,636	13,355	8,165	9,323	15,860	11,196	11,762	
2085	7.0	7.9	5.1	5.6	9.3	12,596	14,519	8,686	9,945	17,508	12,120	12,732	
2090	7.5	8.5	5.4	6.0	10.2	13,615	15,865	9,265	10,615	19,339	13,129	13,793	
2095	8.0	9.2	5.6	6.3	11.1	14,809	17,322	9,956	11,351	21,403	14,219	14,970	
2100	8.6	10.0	5.9	6.6	12.1	16,145	18,961	10,817	12,192	23,795	15,534	16,320	

将来推計人口の変更では、少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に保険料収入が小さくなっていく。各制度の2100年度における保険料収入を少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に並べると、厚生年金では97.7兆円、84.8兆円、59.0兆円、国共済+地共済では16兆2,349億円、14兆526億円、9兆7,324億円、私学共済では1兆8,961億円、1兆6,145億円、1兆817億円、国民年金では10.0兆円、8.6兆円、5.9兆円となっている(図表3-6-10参照)。

また、経済前提の変更では、経済変更1、基準ケース、経済変更2の順に保険料収入が大きくなっていく。各制度2100年度の保険料収入を経済変更1、基準ケース、経済変更2の順に並べると、厚生年金では64.8兆円、84.8兆円、121.2兆円、国共済+地共済では10兆6,549億円、14兆526億円、20兆3,770億円、私学共済では1兆2,192億円、1兆6,145億円、2兆3,795億円、国民年金では6.6兆円、8.6兆円、12.1兆円となっている。

2100年度でみると、国共済+地共済では、死亡率改善なしの方が基準ケースより保険料率が高くなるので、保険料収入も14兆1,274億円と若干大きくなっている。一方、私学共済では、死亡率改善なしの方が基準ケースより保険料率が低くなるので、保険料収入も1兆5,534億円と若干小さくなっている。拠出金単価のみ変更では、国共済+地共済、私学共済ともに最終保険料率が基準ケースより高くなり、2100年度の保険料収入は国共済+地共済で14兆2,019億円、私学共済では1兆6,320億円と基準ケースより大きくなっている(図表3-6-3、図表3-6-10参照)。

前提を変更した場合の保険料収入と基準ケースの保険料収入の比をグラフにしてみたものが図表3-6-11である。

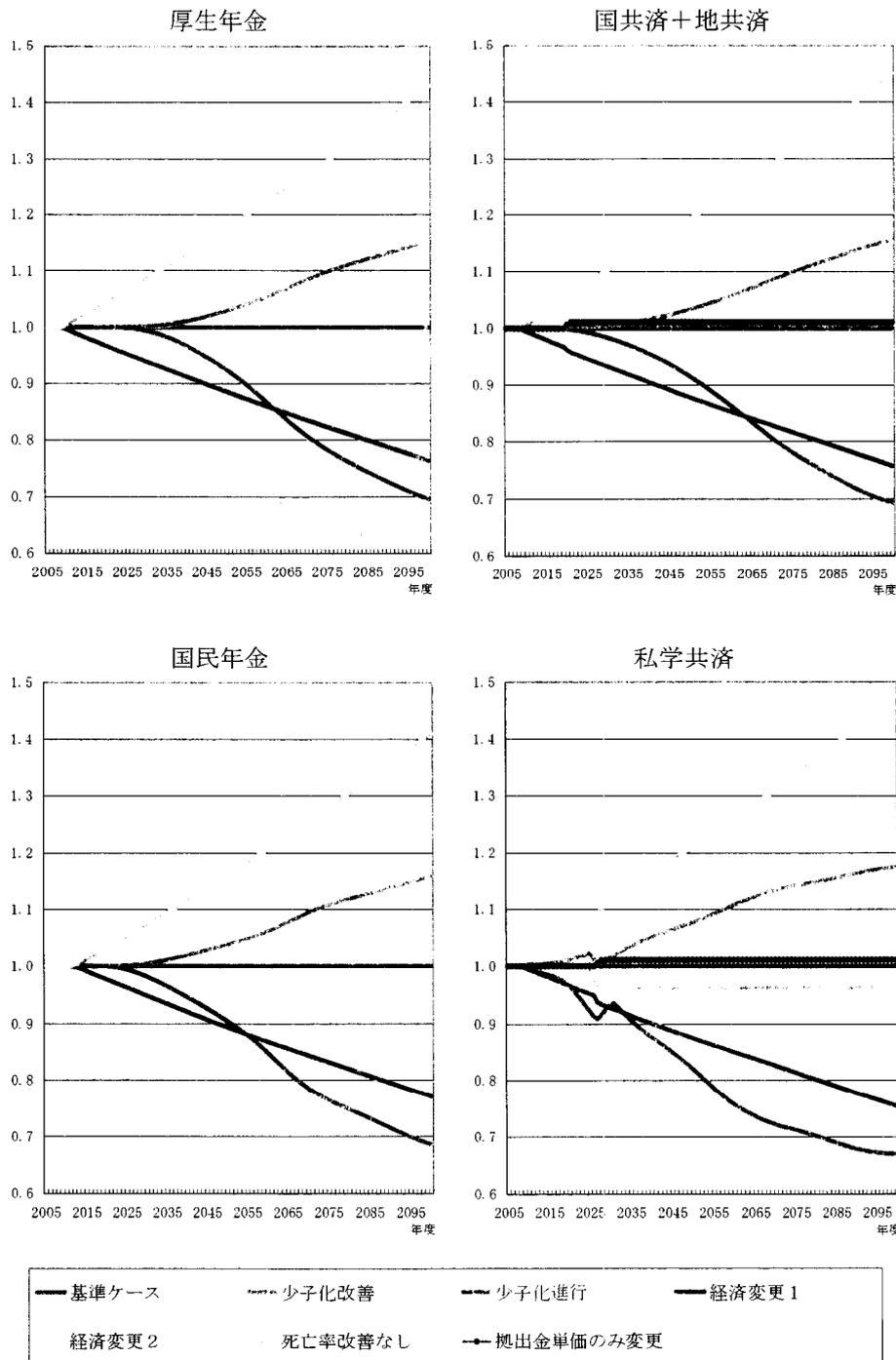
保険料収入は、標準報酬総額に保険料率を乗じたものとして考えることができるので、前提が変わっても、保険料率が変わらなければ、厚生年金のように標準報酬総額と同じグラフとなる(図表3-6-9、図表3-6-11参照)。

グラフをみると、厚生年金、国共済+地共済、国民年金は形が似ているが、私学共済は、これらとは様子を異にしている。私学共済は学齢対象人口を使用して被保険者数を見込んでいるので、将来推計人口の変更の影響度合が他の制度とは異なっているためであると思われる。

また、死亡率改善なしは、支出に直接影響を与えるが、年金財政の均衡を保つため、共済では、最終保険料率で調整するので、保険料収入にも影響を与えることとなる。こ

の前提変更による影響は、私学共済の方が国共済+地共済より影響が大きい(図表 3-6-11 参照)。

(図表 3-6-11) 保険料収入の基準ケースとの比



エ 受給者数

少子化改善又は進行の影響は、まず被保険者数を変動させ、その数十年後に受給者数を変動させるという形で表れる。受給者数は、少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に小さくなっていく。各制度において2100年度の受給者数をこの順に並べると、厚生年金では2,040万人、1,920万人、1,610万人、国共済＋地共済では283万4千人、267万人、227万6千人、私学共済では80万7千人、70万3千人、48万9千人、基礎年金では2,350万人、2,190万人、1,800万人となっている(図表3-6-12参照)。

(図表 3-6-12) 受給者数

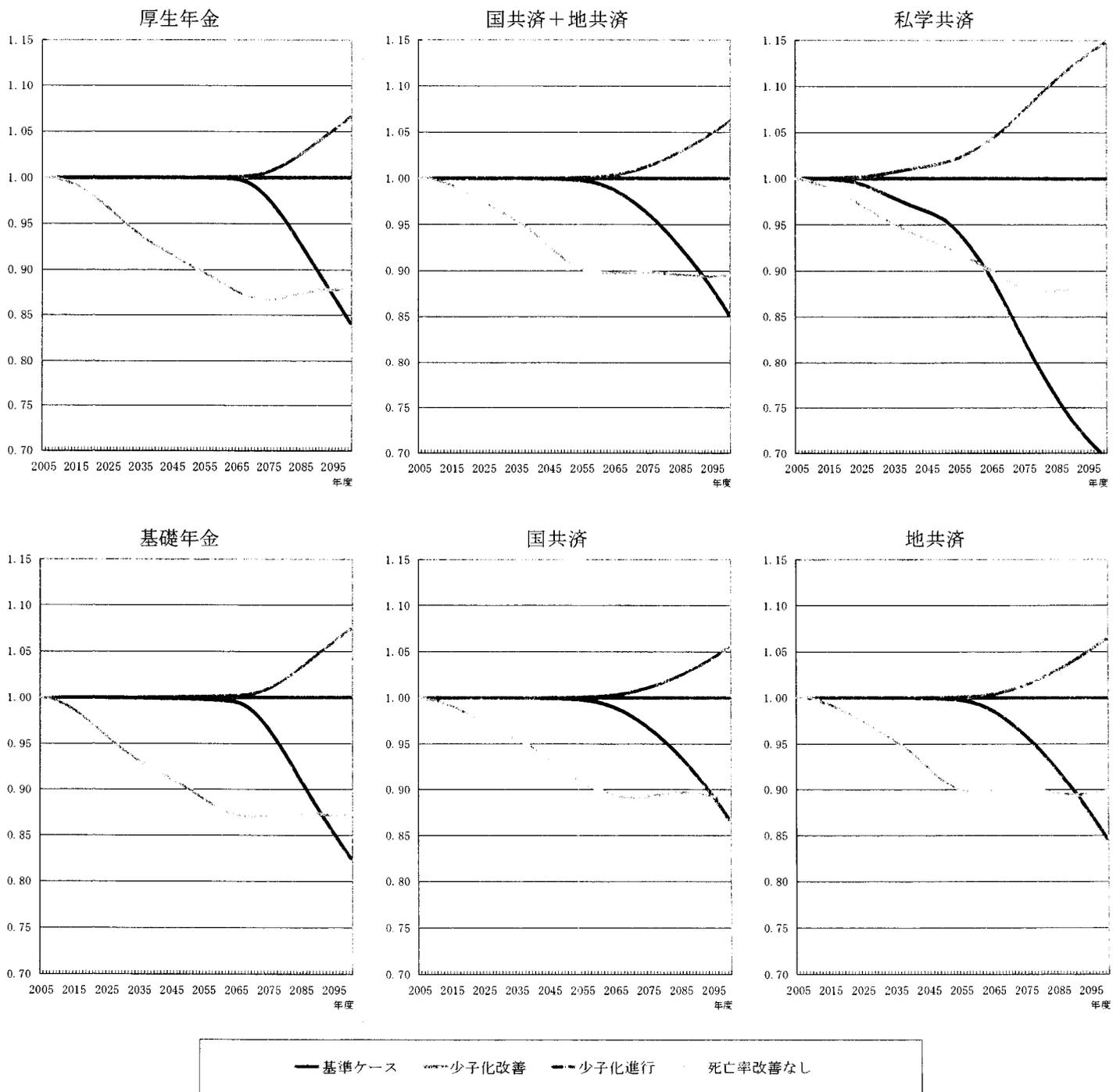
年度	厚生年金				私学共済				基礎年金			
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし
	百万人	百万人	百万人	百万人	千人	千人	千人	千人	百万人	百万人	百万人	百万人
2005	23.3	23.3	23.3	23.3	263	263	263	263	25.6	25.6	25.6	25.6
2010	28.9	28.9	28.9	28.8	328	328	328	327	29.3	29.3	29.3	29.2
2015	31.8	31.8	31.8	31.6	386	386	385	382	33.1	33.1	33.1	32.7
2020	32.5	32.5	32.5	31.8	430	430	429	421	34.7	34.7	34.7	33.8
2025	32.4	32.4	32.4	31.3	465	466	462	451	35.0	35.0	35.0	33.5
2030	32.7	32.7	32.7	31.1	530	532	523	509	35.2	35.2	35.2	33.2
2035	33.7	33.7	33.7	31.6	595	599	582	565	35.9	35.9	35.9	33.5
2040	35.1	35.1	35.1	32.5	672	679	652	632	37.0	37.0	36.9	34.1
2045	35.3	35.3	35.3	32.4	770	780	742	719	37.0	37.0	36.9	33.7
2050	34.8	34.8	34.8	31.5	863	877	824	799	36.5	36.5	36.4	32.8
2055	33.6	33.6	33.6	30.1	919	940	863	844	35.2	35.3	35.2	31.3
2060	31.9	32.0	31.9	28.3	952	983	874	866	33.6	33.7	33.5	29.5
2065	30.0	30.1	30.0	26.3	959	1,001	853	863	31.9	31.9	31.7	27.8
2070	28.0	28.1	27.8	24.4	939	994	804	835	30.2	30.3	29.7	26.3
2075	26.1	26.2	25.4	22.6	900	967	740	792	28.5	28.8	27.5	24.8
2080	24.3	24.7	23.1	21.1	852	930	673	748	27.0	27.6	25.3	23.6
2085	22.8	23.4	21.1	19.9	806	893	612	708	25.6	26.5	23.3	22.4
2090	21.4	22.3	19.3	18.8	766	860	563	675	24.3	25.4	21.3	21.2
2095	20.3	21.3	17.6	17.8	733	832	523	646	23.0	24.4	19.6	20.1
2100	19.2	20.4	16.1	16.8	703	807	489	621	21.9	23.5	18.0	19.1
年度	国共済＋地共済				国共済				地共済			
	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし	基準ケース	少子化改善	少子化進行	死亡率改善なし
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
2005	3,259	3,259	3,259	3,259	998	998	998	997	2,261	2,261	2,261	2,262
2010	3,973	3,973	3,973	3,963	1,232	1,232	1,232	1,227	2,741	2,741	2,741	2,735
2015	4,506	4,506	4,506	4,468	1,362	1,362	1,362	1,349	3,144	3,144	3,144	3,119
2020	4,702	4,702	4,701	4,623	1,397	1,397	1,397	1,371	3,304	3,304	3,304	3,252
2025	4,765	4,765	4,765	4,638	1,415	1,415	1,415	1,375	3,350	3,350	3,350	3,264
2030	5,009	5,009	5,008	4,828	1,508	1,508	1,508	1,452	3,501	3,501	3,501	3,376
2035	5,160	5,160	5,159	4,919	1,599	1,599	1,599	1,527	3,560	3,561	3,560	3,392
2040	5,250	5,251	5,249	4,941	1,671	1,672	1,671	1,580	3,579	3,579	3,578	3,361
2045	5,118	5,119	5,115	4,738	1,662	1,662	1,661	1,549	3,456	3,456	3,454	3,189
2050	4,932	4,933	4,926	4,496	1,619	1,619	1,617	1,487	3,313	3,314	3,309	3,009
2055	4,677	4,680	4,665	4,221	1,534	1,535	1,530	1,392	3,143	3,146	3,135	2,829
2060	4,393	4,400	4,366	3,947	1,433	1,435	1,426	1,289	2,960	2,965	2,940	2,658
2065	4,141	4,157	4,086	3,717	1,337	1,342	1,323	1,195	2,804	2,816	2,763	2,522
2070	3,918	3,948	3,822	3,518	1,248	1,256	1,223	1,112	2,670	2,692	2,599	2,406
2075	3,688	3,737	3,546	3,313	1,161	1,174	1,123	1,036	2,527	2,563	2,423	2,276
2080	3,428	3,498	3,238	3,076	1,073	1,091	1,022	961	2,355	2,407	2,216	2,115
2085	3,192	3,285	2,954	2,860	991	1,015	926	888	2,202	2,270	2,027	1,972
2090	2,995	3,111	2,707	2,680	916	947	839	820	2,079	2,164	1,868	1,859
2095	2,820	2,959	2,480	2,522	848	885	757	757	1,972	2,074	1,723	1,765
2100	2,670	2,834	2,276	2,390	788	831	683	701	1,882	2,002	1,593	1,689

また、死亡率改善なしでは、受給者数の死亡失権が基準ケースに比べて増加することとなるが、現在の受給者から既に影響を受けるので、将来推計期間のうち早くから受給者数に影響が出てくる。2100年度でみると、厚生年金では1,680万人、国共済＋地共済

では 239 万人、私学共済では 62 万 1 千人、基礎年金では 1,910 万人となっており、その影響は基準ケースと比較して小さくない。

受給者数について、各ケースと基準ケースとの比を図示すると図表 3-6-13 のようになる。

(図表 3-6-13) 受給者数の基準ケースとの比



被保険者数と同様に、受給者数も基準ケースに比較して、少子化改善では多くなり、少子化進行では少なくなることは、各制度共通であるが、他の制度に比較して、私学共済への影響度合が大きい。基準ケースとの違いがでてくる時期は、被保険者数の場合より遅い(図表 3-6-7、図表 3-6-13 参照)。

死亡率改善なしでは、基準ケースより少なくなる。当初、低下し続けるが、途中から基準ケースとの比が比較的一定となって 2100 年度に到るのは各制度に共通しているが、多少制度によってその様子が異なっている。

オ 給付費

前提を変更した場合の給付費をまとめたものが図表 3-6-14 である。基礎年金の給付費は国民年金勘定の給付費には含まれていないため、国民年金の給付費は将来に向けて減少していくこととなる。このように国民年金の給付費は規模が小さく、前提を変更した場合の影響は、2100 年度までの各年度においてもはっきりしなかった。

被用者年金制度における将来推計人口の変更では、少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に給付費が小さくなっている。被用者年金各制度の 2100 年度における給付費を少子化改善、基準ケース、少子化進行の順に並べると、厚生年金では 74.3 兆円、67.7 兆円、52.6 兆円、国共済+地共済では 16 兆 636 億円、14 兆 7,336 億円、11 兆 5,099 億円、私学共済では 2 兆 179 億円、1 兆 7,533 億円、1 兆 2,085 億円となっている(図表 3-6-14 参照)。

また、経済前提の変更では、経済変更 1、基準ケース、経済変更 2 の順に給付費が大きくなっていく。被用者年金各制度における 2100 年度の給付費を経済変更 1、基準ケース、経済変更 2 の順に並べると、厚生年金では 52.0 兆円、67.7 兆円、96.3 兆円、国共済+地共済では 11 兆 2,448 億円、14 兆 7,336 億円、16 兆 636 億円、私学共済では 1 兆 3,616 億円、1 兆 7,533 億円、2 兆 4,933 億円となっている。

死亡率改善なしでは、受給者数が基準ケースより少なくなるので給付費も小さくなっている。2100 年度でみると、厚生年金では 65.5 兆円、国共済+地共済では 14 兆 3,075 億円、私学共済では 1 兆 5,847 億円となっている。